

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

息子が傷害で逮捕されましたが、不審な点もあり、前科がつくのか…

24歳の息子のことで相談に上がりました。

私と夫は共に医者で、息子にも医者になってもらいたく、医学部受験予備校に通わせて私立大学を受けさせていたのですが、ずっと不合格。仕方がないので、昨春思い切って歯学部に入らせました。

不本意でもちゃんと勉強しているとはかき思っていたら、先日新宿警察署から電話があり、酔っ払った挙句に暴れ、傷害で逮捕されたとのこと、びっくりして飛んでいきました。

なんでも盛り場をうろついているとばかり思っていたら、先日新宿警察署から電話があり、酔っ払った挙句に暴れ、傷害で逮捕されたとのこと、びっくりして飛んでいきました。

まずは怪我が大したことがなくて本当によかったですね。被害者にとっても息子さんにとっても、同じように殴っただけでも打ち所が悪くて死んでしまい傷害致死になることもあるくらいですから。

大怪我だと逮捕されてすぐに釈放とはいかず、いくら学生で相談者のような確かな身元引受け人がいても、そのまま送検されて勾留されていたはず。勾留期間は最初10日、悪くするとさらに10日。一緒にいた若い男はどうなったのか。目撃者でもあり、警察としては身元を割り出したいところ。傷害罪は普通、罰金(50万円以下)になります。もし同種前科があったり、怪我が重ければ公判請求もありえます。どちらももちろん前科になります。

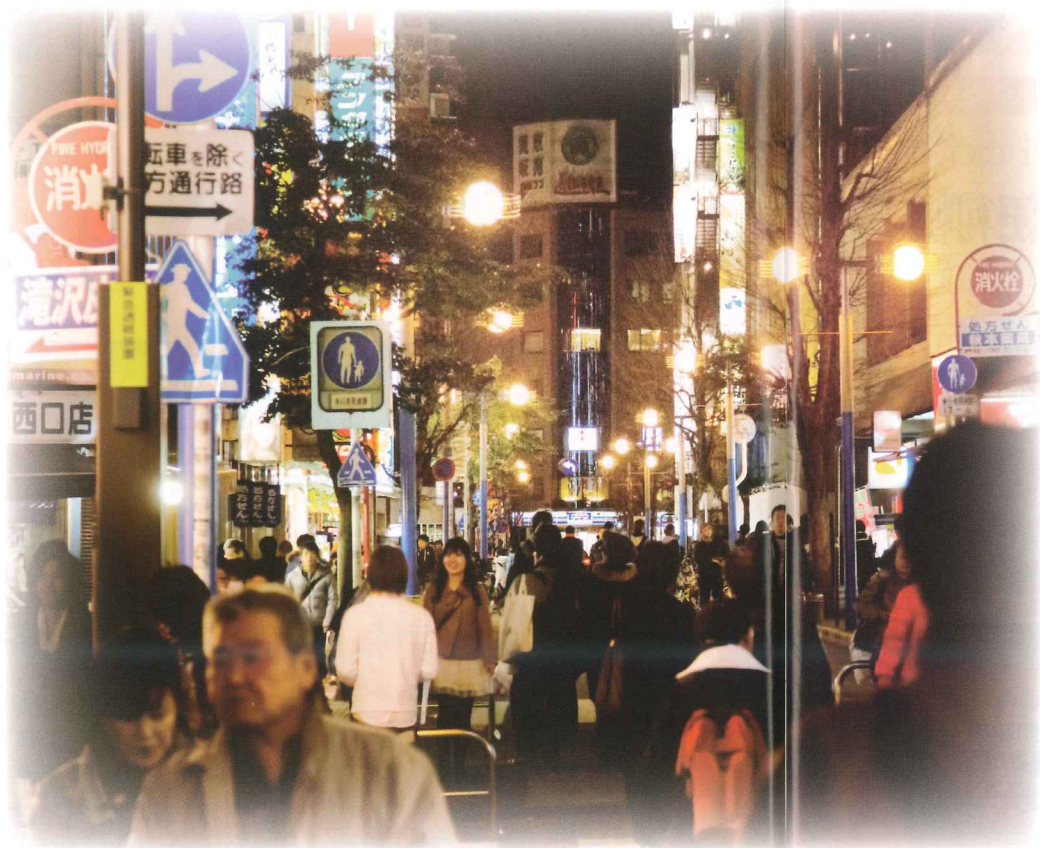
通常の交通事故の場合、加療2週間は起訴猶予になる目安ですが、傷害は故意犯なので、怪我が軽くても罰金になるのが普通です。起訴猶予にもらうためには、よほどの理由がいります。24歳という年齢、学生、

とお酒を飲まされ、出る段になつて7万円を超えた請求だったので、頭に来て言い争ったのは覚えている、だけど暴力を振るったか否かは覚えがないとのこと。被害者のほうは息子に殴られて頭を壁にぶつけて怪我をしたと、加療3週間の診断書が出ているとのことでした。

私が翌日謝罪をしに店に行くと、見るからに普通ではない感じの被害者がいて、息子は飲まれた挙句にはめられたのだと直感しました。息子の暴力による怪我がどうも分かりませんが、お金を払うのは構いませんが、息子の前科はどうなるのでしょうか。

学生だししよせん盛り場の出来事なので、警察も釈放してくれ、あとは書類送検するとのこと、いずれ検察庁から呼び出しが来るとのことでした。

なお息子にはカードを渡してありますが、月10万円程度しか使っていないと思います。前科は交通関係以外はありません。



交通関係以外の前科がないというのには有利な情状のほずですが、いながら盛り場をうろついている前後不覚に酔っ払うという素行はマイナス要因です。息子さんの暴行、あるいは傷害との間の因果関係に疑問を抱いておられるようですが、違うとの立証もできないので、息子さんがやったとの前提で話を進めないといけません。

手が相手だけに法外な額をふっかけられても困るし、面倒でしょうが、きちんと弁護士に頼んだほうがよいと思います。示談交渉を含む被疑者弁護士事件ですからそれなりの報酬は取られますけれど。息子さんにはこれに懲りて、以後不良行為を一切慎み、勉学に専心してもらわなければいけませんね。でないといつ本当に今度こそ勾留されて起訴されるということもありますから。

弁護士に頼んで、慰謝料などである程度の額を支払う 示談交渉をしたほうがいいでしょう。